

自動車税等の減免について

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育(愛護)手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の生業、通院、通学などのために自動車(営業用の自動車を除きます)を利用している場合で、その障害の程度や自動車の使用状況などが一定の条件に該当するときには、申請により自動車税等のうち、一定額の減免を受けることができます。

また、すでに減免を受けている場合には、5月に東青地域県民局県税部から前年度の申請内容が記載された『自動車税種別割減免予定通知書』が郵送されますので、記載内容に変更・誤りがないか確認してください。申請した内容に変更があった場合は、申請事項の変更の手続きが必要です。

◆問合せ先

『下北地域県民局県税部納税管理課』
☎ 0175-22-8581
(内線210、211)

「裁判所見学ツアー」参加者募集

◆日時

5月12日(木)
午前の部 10:30~12:00
午後の部 13:30~15:00

◆場所

青森地方・家庭裁判所
(青森市長島1丁目3番26号)

◆内容

法廷・調停室などの庁舎見学、DVD 上映など

◆対象 一般の方 24人(先着順)
(午前、午後各12人)(参加無料)

◆申込方法

4月18日(月)9:00 から下記問合せ先へ電話申込み
(受付時間:平日 9:00~16:30)

◆問合せ先

青森地方裁判所事務局総務課庶務係
☎ 017-722-5421

借金に関する相談窓口

相談員が借金の状況等をお伺いし、必要に応じて、弁護士等に引継ぎを行います。一人で悩まずご相談ください。秘密厳守・無料です。

◆受付時間

月~金(祝日・年末年始除く)
8:30~12:00、13:00~16:30

◆相談専用電話

017-774-6488

◆問合せ先

東北財務局青森財務事務所 理財課
☎ 017-722-1463

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

①振込講座の変更届出について

高額療養費等の給付申請の際に届出した振込口座に変更(解約・金融機関の店舗統廃合等)があったときは、必ずお住まいの市町村へ届出をお願いします。

※届出がないと、振込みができなくなります。

②パンフレット「いきいき健康づくりのために」の活用について

みなさんの日頃の健康管理にご活用いただくため、パンフレットを作成し、被保険者証の送付時に同封していますので、お役立てください。

③マイナンバーカードの交付申請について

令和3年10月20日から、一部の医療機関・薬局などでマイナンバーカードを被保険者証として利用できるようになったことなどに伴い、厚生労働省からの要請により、75歳以上の被保険者の皆様のうち、令和3年10月31日時点でマイナンバーカードをお持ちでない方に、交付申請書を送付しました。

申請の際は、交付申請書に必要事項を記入し、6ヶ月以内に撮影した顔写真を貼付けの上、同封の返信用封筒に入れ郵送して下さい。

申請後、ご自宅に交付通知書(ハガキ)が届きましたら、東通村役場税務住民課窓口にてカードをお受け取りいただけます。

※申請してから交付通知書が届くまでに一ヶ月以上かかる場合があります。

※原則申請者本人が受け取る必要があります。

※受取りの際には以下の①~④をご持参ください。

①交付通知書(ハガキ)

②本人確認書類(顔写真付きの運転免許証やパスポート等1点。それらをお持ちでない方は「氏名・生年月日」もしくは「氏名・住所」が確認できる保険証や年金手帳などを2点ご持参ください)

③通知カード

④住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

申請手続きについては、マイナンバー総合フリーダイヤル(☎ 0120-95-0178)または下記連絡先までお問合せください。

なお、マイナンバーカードの取得は任意であり、これまでどおり被保険者証でも受診できます。

◆問合せ先

税務住民課国民健康保険G
☎ 0175-27-2111
青森県後期高齢者医療広域連合
☎ 017-721-3821

お知らせ

募 集

イベント情報



お知らせ

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入、国民年金保険料を納付しなければなりません。しかし、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

◆所得の目安

118万円+{扶養親族の数×38万円}

ただし、学生納付特例の期間は年金額に反映されないことから、将来受け取る年金額を増額するためにも、後から納付(追納)することをお勧めします。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までの1年間となりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。引き続き、学生納付特例制度の申請を希望される場合は、必要事項を記入の上、御返送ください。

国民年金保険料学生納付特例制度の申請について

学生納付特例制度により、令和3年度に保険料納付を猶予されている方で、令和4年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入して返送いただくことにより、令和4年度の申請ができます(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です)。なお、令和4年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書が送付されます。お手数をおかけしますが、むつ年金事務所までお問合せください。

◆問合せ先

むつ年金事務所
☎ 0175-22-4947